

住居番号 付定・**変更**・廃止 申出書

記入例

届出先 新座市長

太枠内を記入してください。選択欄は該当する番号を○で囲んでください。

(窓口に来た方) 届出人	氏名 (代理の場合、会社名及び来庁者氏名)	新座 太郎		届出年月日	令和 ○年 ○月 ○日
	住所 (代理の場合、会社住所・日中に連絡の取れる電話番号)	新座市野火止1-1-1 電話番号 048 (477) 1111			
届出人の資格		<input checked="" type="radio"/> 所有者 2 居住者 (所有者の委任状が必要です。) <input type="radio"/> 3 代理者 (建築業者・仲介業者・管理者。所有者の委任状が必要です。)			
申出人 (所有者)	氏名	同上			
	住所	同上			
現在の建物の住居番号		新座市 野火止 1 丁目 1 番 1 号			
建物所在地 (地番)		新座市 野火止 1 丁目 1094 番地 1			
建物の種別		<input checked="" type="radio"/> 1 一戸建住宅 2 その他 ( ) ※共同住宅等の方書や号室がある建物は、補助番号(枝番)を付定できません。			
付定、変更又は廃止の理由		<input checked="" type="checkbox"/> 同一の住居番号の建物があり、誤配等の不都合が生じているため。 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
提出書類		1棟につき1部ずつ、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 誓約書 (関係者全員一覽含む) <input type="checkbox"/> 登記簿謄本、売買契約書等の所有者が分かるもののコピー (所有者の変更日から6か月以内に申出する場合) <input type="checkbox"/> 申出人 (所有者) が記載した委任状 (申出人 (所有者) 以外の方が届出する場合)			
届出人の本人確認書類 (有効期限内のもの)		1. 運転免許証 2. マイナンバーカード 3. パスポート 4. 健康保険証 5. その他 ( )			
【注意事項】		①補助番号(枝番)がつくことは、住所が変わることと同じです。別紙の誓約書の内容を十分理解し、関係者全員(同じ住所に現在住民登録されている方)で十分話し合われた上で、必ず、全員の了承のもと、申出してください。 ②補助番号(枝番)が付定されるまで、2週間程度かかります。 ③審査の結果、補助番号(枝番)が付定されないことがあります。(所有者全員や関係者全員の合意がない、等)			

提出・問合せ先

新座市役所 市民課 総務係 (本庁舎1階)

〒352-8623 新座市野火止1-1-1 電話: 048-424-9604 (直通)

裏面の注意事項と、  
誓約書の注意事項を  
よくお読みください。

- ・補助番号が付定されることは、住所が変わることと同じです。申出時に提出していただく誓約書の内容を十分理解し、関係者(二世帯住宅及び外国人住民を含み、申出の建物に住民登録がある方)全員で十分話し合われた上で、必ず全員の了承のもと、申出してください。
- ・補助番号の付定は、建物ごとの申請となります。二世帯住宅などの同一建物で別世帯となるものは同一の補助番号となります。申出の建物に住民登録がある方全員の、住所が変更になります。
- ・賃貸契約等により、建物の居住者と所有者が異なる場合は、物件の住所が変更となるため、居住者、所有者双方の同意を得て申請してください。
- ・補助番号は申出があった順に1から付番するのではなく、建物の出入口の位置を確認した上で、市役所が設定する番号を付番します。
- ・新築・建替・既存建物のいずれも、補助番号が付定されるまでに2週間ほどかかります。
- ・申出人及び届出人(窓口に来る方)は所有者です。所有者以外の方が窓口に行らっしゃる場合は、委任状が必要です。
- ・共同住宅等の方書や号室がある建物は、補助番号を付定できません。
- ・申出後の審査の結果、補助番号が付定されないことがあります。(所有者全員や関係者全員の合意がない、等)

補助番号が付定された後の、手続の例(費用負担含めて、申出人または関係者に、全て行っていただきます。)

#### 1. 新座市役所本庁で必要な手続の例

マイナンバーカード関係、国民健康保険関係、こども医療費関係、児童手当関係、児童扶養手当関係、ひとり親家庭等医療費関係、小中学校関係、放課後児童保育室関係、障がいのある方の手続関係、後期高齢者医療制度関係、介護保険関係、水道関係

#### 2. 新座市役所以外で必要な住所変更手続の例

登記関係、運転免許証、車検証、(国民健康保険以外の)健康保険関係、(国民年金以外の)年金関係、民間保険関係、郵便局、銀行、電話(携帯)、電気、ガス、クレジットカード関係、勤務先、通学先、インターネットプロバイダー、ネットショッピング関係、その他各種契約関係、友人知人への連絡、等